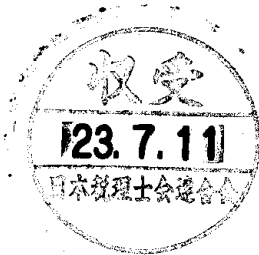




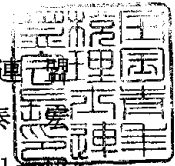
平成 23 年 7 月 1 1 日

日本税理士会連合会
会長 池田隼啓 殿



23.7.11

全国青年税理士連
会 長 片山 泰
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12
代々木リビン 401 号
電話 03-3354-4162



税理士法改正要望項目の追加 3 項目に関する意見書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、貴会におかれましては次期税理士法改正に向け、税理士法改正特別委員会第 2 分科会にて税理士法改正要望項目の議論を重ねて来られたものと推察いたします。そのような中、税理士法改正に 3 項目追加されたものが 6 月 29 日の理事会において報告され、これをもとに 6 月 30 日より国税庁との勉強会もスタートしたとのことです。

この追加された 3 項目についてまだ公に意見募集は行われていませんが、当連盟において検討し、意見を取りまとめましたので以下のとおり申し述べます。

2. 追加要望項目に係る意見

(1) 対象項目Ⅱ 1 (4)「事務所の設置基準の見直し」

【意見】

・事務所の設置は税理士会の会員に対する指導連絡監督に基づき、実態把握を通じて個別に取り締まるべきであり、現状不都合が生じているのであれば、各单位会の独自性も考慮して、会則により対応されるべきである。

【理由】

憲法第 22 条第 1 項には、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」と定められている。居住移転の自由及び職業選択の自由を通して経済活動の自由を保障しているものである。本改正案は税理士法により、これらのことを制限するものであり憲法第 22 条第 1 項に抵触する虞がある。

現行税理士法は、第 40 条において事務所の設置義務を設け、法律関係の明確化及びいわゆるニセ税理士行為防止の趣旨により二箇所事務所の設置を禁止している。このこと自体は、納税者保護の観点からも理解できる。

しかし、改正案では、従来から不適切な行為を惹起する虞があるとされたものの他、納税者の利便性の向上を図るとの理由から、更に税理士事務所と税理士の住所地の範囲に制限を加えようとしている。

そもそも「事務所」とは、継続的に税理士業務を執行する場所をいう。そして、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかの判定は、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によるものとされている。

納税者の利便性を殊更に強調するのであれば、交通網・通信網の発展は、これまでのライフスタイルのみならず、就業形態にも大きな影響を与えている。こうした時代の中、税理士事務所が関与可能な地域的範囲も格段に拡がりを見せており、遠方になるケースも多々見受けられる。もともと業務遂行については、税理士事務所と関与先との距離的な関係も含めて双方の合意・納得のうえ、個々の事情に合わせた業務形態により行われている。遠隔であること自体が、納税者の信頼や利便性を損ねることには繋がらない。

このことから鑑みても、税理士事務所と税理士の住所地の範囲が遠隔であるとの事実のみにより、納税者の利便性に反するとして法改正により事務所の設置範囲を規制することは、緊急性も実害性もなく到底理解し難い。また、改正の方向性では、合理的な時間の範囲内としながら、改正案では距離を基準として範囲を定めるとしており、この点についても統一性に欠ける提案になっていることを付け加えておく。

仮に、税理士事務所と税理士の住所地の範囲が遠隔であることが、いわゆるニセ税理士行為や二箇所事務所を惹起するおそれがあると考えるのであれば、法改正の問題ではなく、税理士会の会員に対する指導連絡監督に基づき、事務所の実態把握を通じて個別に取り締まるべきである。また、取締りに関して、現状不都合が生じているのであれば、各单位会の独自性も考慮して、会則により、現在よりも強固な防止策を講じるべきである。

(2) 対象項目Ⅱ 4 (1) 「会費滞納者に対する処分の強化」

【意見】

- ・まず財務大臣通知（法第 47 条第 2 項）など現行法上とりうる手段を尽くして会費の徴収に努めるべきである。

【理由】

登録の取り消しと証票の更新とでは趣旨が異なるので、別の視点での検討が必要である。現在、各税理士会において会費の滞納に対する対応が問題になっているとのことであるが、会費滞納者に対しては会則上の処分が行われているのが実情である。

会則上の処分を受けた者は「会則遵守義務」（法第 39 条）を遵守していないことになり、法違反者となる。法違反者に対しては、各税理士会は財務大臣に通知をしなければならないこととされているが（法第 47 条第 2 項）、現在会費滞納に基づく法違反者について財務大臣通知は行われていない。現行法の中でとるべき手段があるにもかかわらず、それを行っていないのが実情である。

そこで、まず現行法上出来得る処分を行い、滞納額を減らす努力が行われ、そのうえでなお会費の滞納が問題になる場合にこそ、会則上の処分に実効性を持たせるなどの法改正によって措置されるべきである。

なお、改正要望項目の証票更新でも会費の完納が更新要件とされており、この更新期間は 10 年とされている反面、登録取り消しは 2 年となっている。つまり、改正が達成されれば 2 年以上の会費滞納者は存在しないことになるので、証票更新要件と登録取り消しとの各項目で整合性が図られるべきである点も付言しておく。

(3) 対象項目Ⅱ 4 (3) 「臨税制度の見直し」

【意見】

- ・法第 50 条に規定するいわゆる臨税業務については、法第 52 条の趣旨を徹底するべく全面的に廃止し、廃止に伴い納税者が当面感じる「不便」に対しては、税務支援制度の枠内で解決を図るべきものである。

【理由】

本来、この制度は、緊急事態の発生やこれに類するその他の特別の必要がある場合に備えて設けられた法第 52 条の例外的制度であるにもかかわらず、ある種の既得権益として存置され続け、その運用の実態は立法趣旨からは相反したものとなっている。

税理士法成立当時の税理士が不足していた時代ならいざ知らず、当時の税理士の数と現在とを比較すると遥かに増加しており、このような例外的規定を存置する必要性はなく、緊急事態の発生等に伴う必要があれば、税理士会が実施する税務支援の枠内ですべて対処すべきものであり、また税理士法基本通達 2-2 と併せて考えれば、地方公共団体の職員にのみ臨税業務を許可する理由もない。

また、各地の商工会や農業協同組合等においては、この臨税業務の許可の範囲を超えて、ないしは許可を受けることすらなく、事実上の税理士業務を行っている実態も散見している。我が国の申告納税制度の周知及び発展の上から、経過的に小規模納税者に対する納税支援として「小企業納税者の税務指導について（昭和 38.12.3）」や「商工会の役職者に対する臨時の税務書類の作成等の許可について（昭和 47.2.3）」という通達が国税庁より発せられ、税理士会の協力の下、対処してきたところではあるが、商工会等によっては、法第 50 条に規定する範囲や期間を超えてその事務を行う他、法第 52 条に違反する行為が後を絶たない。従って、この際、税理士制度の維持、発展と納税者の権利利益の保護の観点から、法第 52 条の規定を徹底するためにも臨税業務の規定は廃止すべきである。